高岡市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1　業務内容等

（1）業務の名称

高岡市子育て世帯訪問支援事業

（2）業務の概要

家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事、育児等に不安又は負担を抱える保護者、妊産婦等がいる世帯(以下「子育て世帯」という。)に対し、ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援及び育児支援を行う。

（3）業務の仕様

別紙「高岡市子育て世帯訪問支援事業委託仕様書」のとおり

（4）登録期間

契約締結日から令和８年３月 31 日まで（年度ごとの更新）

2　応募資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

（1）　次のいずれかに該当する事業者

ア　介護保険法（平成９年法律第 123 号）の規定に基づく「指定居宅サービス事業者」の指定を受けている事業者

イ　障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく「指定障害福祉サービス事業者」の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている事業者

ウ　子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、本業務を適切に運営することができると認められる事業者

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない事業者

（3）本市から指名停止を受けている期間中でない事業者

（4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていない事業者。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされていない事業者

（5）宗教活動や政治活動を目的としていない事業者

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でない事業者

（8）利用者の派遣要望に応えることができるヘルパーを有するなど、本事業の適切な運営が確保できる事業者

（9）本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる事業者

3　ヘルパーの要件

ヘルパーは、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）本市が適当と認める研修を修了した者

（2）次の欠格事由のいずれにも該当しない者

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第２条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

4　委託料

委託料は、単価契約(実績払)とし、訪問支援費及び交通費等とする。

（1）訪問支援費

ヘルパーが利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、１時間あたり 3,140 円とする。

（2）交通費等

ヘルパーが利用者の居宅等において支援に従事した件数につき、１件あたり 1,860 円とする。

（3）消費税及び地方消費税

本事業は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第３項第２号に掲げる第二種社会福祉事業に該当するため、委託料における消費税及び地方消費税は非課税とする。

5　応募手続き等

（1）募集のスケジュール

募集要項等の配布	随時
応募書類の提出受付	随時
審査結果の通知	応募書類の提出後２週間以内
委託契約の締結	審査結果通知後随時

※募集要項及び応募書類は子ども・子育て課において書類配布を受けるか、高岡市ホームページからダウンロードすること。

※子ども・子育て課での配布及び提出受付は、午前８時 30 分～午後５時 15 分まで（土・日・祝日を除く）とする。

※子ども・子育て課まで郵送又は直接持参すること。

（２）提出書類

ア～オについては各１部ずつ提出し、カ～クについてはいずれか１部を提出すること。

ア　子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第１号）

イ　子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書（様式第２号）

ウ　事業者の概要（様式第３号）

エ　従事者名簿（様式第４号）

オ　定款、寄附行為又はこれに類する書類

カ　指定書の写し（指定居宅サービス事業者（訪問介護）又は指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）の場合）

キ　本市又は他の自治体において、子育て世帯訪問支援事業等、同様の業務を受託した実績のある事業者においては、そのことがわかる書類（契約書の写し等）

ク　本市又は他の自治体において，子育て世帯訪問支援事業等、同様の業務を受託した実績のない事業者においては、子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援業務の履行実績がわかる書類（業務案内、業務報告書、契約書の写し等）

（３）提出先（事業担当課）

〒933-8601　高岡市広小路７番 50 号　高岡市役所 福祉保健部 子ども・子育て課

電話：0766-20-1393　ＦＡＸ：0766-20-1665

E-mail: kodomo@city.takaoka.lg.jp

６　審査方法

（１）提出された書類の確認

（２）事業者、事業実績に関する調査

なお、審査の過程で疑義が生じた場合は、応募者は聞き取りによる調査又は書類の追加提出に応じなければならない。

７　審査結果の通知等

提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、高岡市子育て世帯訪問支援事業の受託者として適当であると本市が認めた事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに子ども・子育て課に提出すること。

８　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。なお、契約締結後に次のいずれかに該当した場合は、契約解除を行う。

（１）応募資格要件を満たさなくなった場合

（２）提出期限までに書類が提出されない場合

（３）提出書類に不備がある場合

（４）提出書類に虚偽の記載があった場合

（５）著しく信義に反する行為があった場合
（６）契約を履行することが困難と認められる場合
（７）応募に際して不正行為があった場合

９　その他
（１）提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務以外に使用しない。
（２）提出書類の作成等、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
（３）当該募集は、あくまでも事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ずサービスの提供を約束するものではない。